

人事給与業務効率化推進会議の開催について

平成26年8月7日
内閣官房長官決裁

1 人事給与業務について、業務改革を進め、ITの活用等による抜本的な効率化を実現するため、人事給与業務効率化推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣情報通信政策監 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	人事院事務総長 警察庁長官 総務事務次官 法務事務次官 財務事務次官 厚生労働事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官

3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。